

旭川市強靭化計画

本編

令和2年7月

(令和5年7月修正)

(令和6年3月計画期間延長)

旭川市

目 次

旭川市強靭化計画の計画期間延長について	追加 1
---------------------	------

I はじめに

1 背景・目的	1
2 本計画の位置付け	1
3 地域防災計画と国土強靭化地域計画	2
4 計画期間	2

II 基本目標

1 旭川市の概況	3
2 基本目標	3

III 脆弱性評価と施策プログラム

1 脆弱性評価の考え方	5
2 想定するリスク	5
3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	5
4 施策プログラムの考え方	7
5 施策プログラムの推進と重点化	7
6 施策プログラム一覧	7
7 脆弱性評価ごとの施策プログラム	10

IV 計画の進行管理	57
------------	----

旭川市強靭化計画の計画期間延長について

本市では、国の「国土強靭化基本計画」や北海道の「北海道強靭化計画」と調和を保ちつつ、地震や風水害など様々な大規模自然災害に備えた強靭なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年7月に「旭川市強靭化計画」を策定いたしました。

「旭川市強靭化計画」は、令和5年度で4年間の計画期間を終えるため改定を予定しておりましたが、令和5年7月の「国土強靭化基本計画」の変更を受け、北海道が令和6年12月を目途に「次期北海道強靭化計画」の策定を進めており、本市としましては、これらの計画を十分踏まえた上で改定を進めていく必要がありますことから、現行計画の計画期間を1年延長することとしました。

なお、今回の計画期間延長に伴う目標年度及び数値目標の再設定は行いません。

1 旭川市強靭化計画の期間延長

(変更前) 令和2年度から令和5年度まで

(変更後) 令和2年度から令和6年度まで

I はじめに

1 背景・目的

国では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を活かすとともに、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害の発生に備えて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」を制定した。平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靭化に係る国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定し強靭な国づくりを進めている。また、平成 27 年 3 月には、北海道において、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画である「北海道強靭化計画」を策定し北海道の強靭化を進めている。

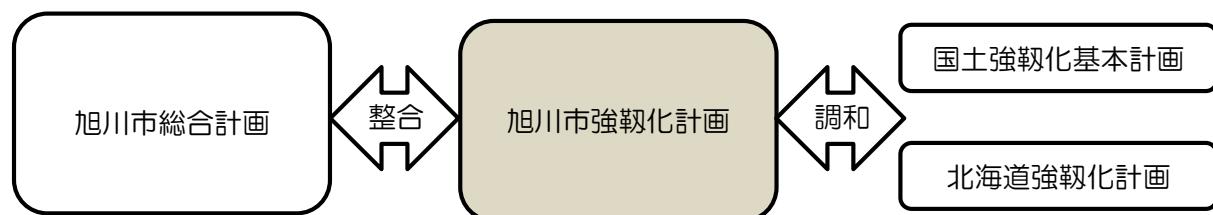
本市においても、平成 28 年度の連続台風や平成 30 年 7 月豪雨など国土強靭化に係る施策の重要性が高まっていることから、大規模自然災害に備えた強靭なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「旭川市強靭化計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靭化地域計画として策定する。

また、国の「国土強靭化基本計画」、北海道の「北海道強靭化計画」と調和するとともに、市政の基本となる「第 8 次旭川市総合計画」と連携しながら強靭化に係る施策を推進する。

＜計画の位置づけイメージ＞



3 地域防災計画と国土強靭化地域計画

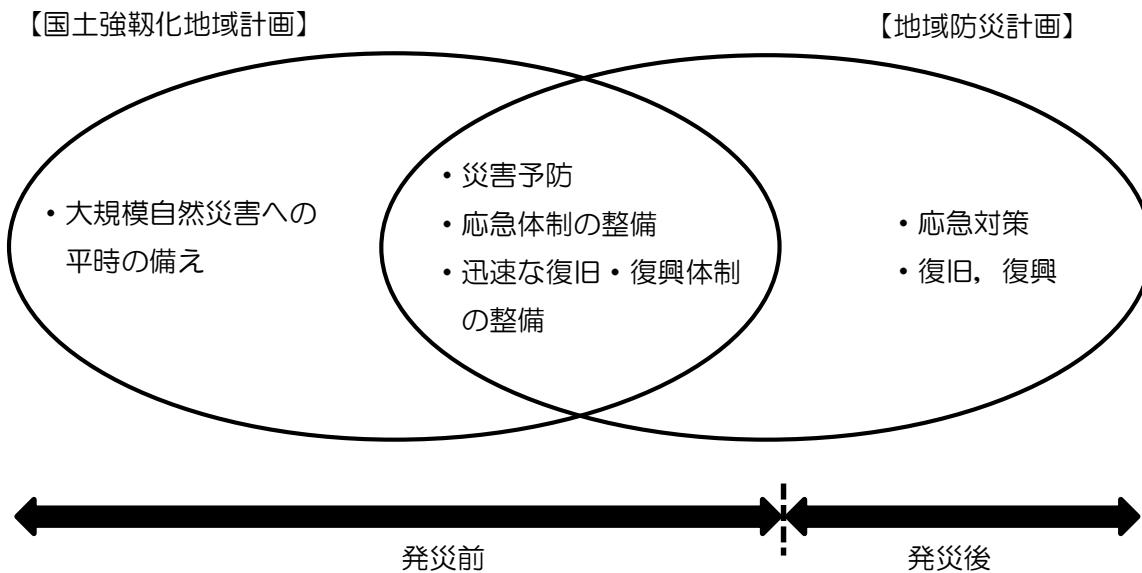
本市の災害への取組について定めた計画として、「旭川市地域防災計画」がある。これは、地震や風水害等の災害の種類ごとに防災に関する対応を定めるものであり、災害対策を実施するまでの予防や災害発生後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。

これに対して、国土強靭化地域計画は、平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせた事前防災・減災に係るハード・ソフト両面での包括的な計画である。

両計画は、互いに密接な関係を持つつ、災害発生前後の必要な対応について定めるものである。

<地域防災計画との関係イメージ>

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	災害発生前	災害発生時・発生後
施策の設定方法	リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



4 計画期間

本計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間とする。また、社会情勢や自然リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行う。

(変更後) 計画期間を令和6年度までとする。

II 基本目標

1 旭川市の概況

(1) 位置及び面積

北海道のほぼ中央に位置する上川盆地にあり、雄大な大雪山に抱かれ、石狩川と多くの支流が合流している。東経 142 度 22 分、北緯 43 度 46 分、標高約 112.1 メートル、面積 747.66 平方キロメートル、東西約 47.5 キロメートル、南北約 45.5 キロメートルである。

(2) 気候

内陸性気候で、最も暖かい 8 月の平均気温が 21.1 度、最も寒い 1 月の平均気温が氷点下 7.5 度で、その差は 28.6 度に達し、寒暖差が大きいことが特徴である。また、平年の年降水量は 1,042 ミリメートル、平年の年降雪の日数は 152.7 日である。

(3) 災害の記録

地震の発生が極めて少ない地域であり、過去に発生した地震で市域に人命や住家に被害を生じた記録は認められていないが、平成 30 年北海道胆振東部地震では、市内全域が停電した。

風水害は、昭和 45 年や昭和 56 年の水害、平成 16 年の突風、近年では、平成 28 年 8 月の三つの台風の連続上陸、平成 30 年 7 月豪雨など、度々被害が発生している。また、交通環境の悪化など、大雪が市民生活に影響を及ぼしている。

(4) 社会経済

北北海道の拠点都市として、医療福祉施設、教育施設、文化施設、公的機関などの都市機能が充実している。また、産業では、稲作などの農業や、食料品、紙パルプなどの製造業、木工、機械金属などのものづくり産業が集積しているほか、北北海道の交通・物流の拠点として、卸・小売業、サービス業などが発展している。

旭山動物園や豊かな自然、食などの観光資源を有する本市には、国内外から年間 500 万人を超える観光客が訪れている。

2 基本目標

本市における強靭化の意義は、大規模自然災害から市民の生命や財産を守り、社会経済機能を維持するとともに、北海道・道内他市町村と連携し、国と北海道の強靭化に貢献することにある。

本市の強靭化を進めるに当たっては、大規模自然災害への対応を見据え、本市の社会経済の優位性を生かし、幅広い分野における機能を平時から強化する取組を行う必要がある。

また、この強靭化の取組は、直面する政策課題にも有効に活用でき、持続可能な行政基

盤の確立に寄与するものでなければならない。

そこで、国土強靭化基本計画に掲げる4つの基本目標「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」、「迅速な復旧復興」、北海道強靭化計画に掲げる3つの基本目標「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」、「北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する」、「北海道の持続的成長を促進する」を踏まえ、次の3つを本計画における基本目標として定め、「第8次旭川市総合計画」で目指す都市像の実現に向け関連施策を推進するものとする。

旭川市強靭化計画の基本目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命及び財産並びに社会経済機能を守る
- (2) 国・北海道の強靭化に貢献し、北海道・道内他市町村との連携を推進する
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済を実現し、迅速な復旧・復興体制を確立する

III 脆弱性評価と施策プログラム

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靭化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、国土強靭化基本計画や北海道強靭化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策を推進している。

本計画における強靭化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）が発生する要因を想定し、それを回避するために必要な施策の取組や課題を整理した上で、脆弱性評価を実施する。

＜脆弱性評価の流れ＞

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価（脆弱性評価）

施策プログラムの策定、推進事業の設定

2 想定するリスク

北海道強靭化計画が自然災害全般を対象としていることを踏まえ、本市においても、あらゆる自然災害を対象とする。

3 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

北海道強靭化計画で設定しているリスクシナリオを基に、本市の地域的特性等を踏まえ、7つのカテゴリーと20のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定する。

【リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）】

カテゴリー（7）	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）（20）	
1 人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-6	情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1	市内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2	食料の安定供給の停滞
	4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1	長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2	物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1	ため池の機能不全等による二次災害の発生
	6-2	農地、森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

サプライチェーン：製品の原材料から製造、販売、消費までの一連の流れ（供給網）。

4 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するため、ハード対策とソフト対策を組み合わせて強靭化のために効果的な57の施策プログラムを設定する。

5 施策プログラムの推進と重点化

施策プログラムの推進に当たっては、主に「第8次旭川市総合計画」に掲げる基本政策の展開施策を構成する事業等を推進事業として設定し、評価指標等を可能な限り目標値として設定する。また、「第8次旭川市総合計画」で掲げる基本目標「4 自然と共生し、安全・安心な社会を支える強靭なまちを目指します」に沿った施策を重点化として設定することで強靭化を促進する。

6 施策プログラム一覧

※ 網掛けは重点化施策

カテゴリー (7)	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）(20)
	施策プログラム (57)
1 人命の保護	<p>1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生</p> <p>1-1-1 住宅、建築物等の耐震化</p> <p>1-1-2 建築物等の老朽化対策</p> <p>1-1-3 避難場所等の指定・整備・普及啓発</p> <p>1-1-4 緊急輸送道路等の整備</p> <p>1-1-5 地盤等の情報共有</p> <p>1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生</p> <p>1-2-1 警戒避難体制の整備</p> <p>1-3 突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水</p> <p>1-3-1 洪水ハザードマップの作成</p> <p>1-3-2 河川改修等の治水対策</p> <p>1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生</p> <p>1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化</p> <p>1-4-2 除雪体制の確保</p> <p>1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大</p> <p>1-5-1 冬季を含めた帰宅困難者対策</p> <p>1-5-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策</p>

	1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
	1-6-1 関係機関の情報共有化
	1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化
	1-6-3 観光客に対する情報伝達体制の強化
	1-6-4 高齢者等の要配慮者対策
	1-6-5 地域防災活動、防災教育の推進
2 救助・救急活動等 の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資 ・エネルギー供給の長期停止
	2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備
	2-1-2 非常用物資の備蓄促進
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化
	2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充
	2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
	2-3-1 保健所機能等の充実
	2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮
	2-3-3 被災時の医療支援体制の強化
	2-3-4 災害時における福祉的支援
3 行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
	3-1-1 災害対策本部機能等の強化
	3-1-2 行政の業務継続体制の整備
	3-1-3 広域応援・受援体制の整備
	3-1-4 行政情報等のバックアップ機能体制の整備
4 ライフラインの 確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大
	4-1-2 電力基盤等の整備、電気事業者等との連携
	4-1-3 多様なエネルギー資源の活用
	4-1-4 石油燃料等の供給確保
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-2-1 食料生産基盤の整備
	4-2-2 地場産品の販路拡大
	4-2-3 農産物の産地備蓄の推進
	4-2-4 生鮮食料品の流通体制の確保

	<p>4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止</p> <table border="1"> <tr><td>4-3-1 水道施設等の防災対策</td></tr> <tr><td>4-3-2 下水道施設等の防災対策</td></tr> </table>	4-3-1 水道施設等の防災対策	4-3-2 下水道施設等の防災対策				
4-3-1 水道施設等の防災対策							
4-3-2 下水道施設等の防災対策							
	<p>4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止</p> <table border="1"> <tr><td>4-4-1 交通ネットワークの整備</td></tr> <tr><td>4-4-2 道路施設の防災対策等</td></tr> <tr><td>4-4-3 空港の機能強化</td></tr> <tr><td>4-4-4 公共交通の維持</td></tr> </table>	4-4-1 交通ネットワークの整備	4-4-2 道路施設の防災対策等	4-4-3 空港の機能強化	4-4-4 公共交通の維持		
4-4-1 交通ネットワークの整備							
4-4-2 道路施設の防災対策等							
4-4-3 空港の機能強化							
4-4-4 公共交通の維持							
5 経済活動の機能 維持	<p>5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等 による企業活動等の停滞</p> <table border="1"> <tr><td>5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進</td></tr> <tr><td>5-1-2 企業の業務継続体制の強化</td></tr> <tr><td>5-1-3 被災企業等への金融支援</td></tr> </table> <p>5-2 物流機能等の大幅な低下</p> <table border="1"> <tr><td>5-2-1 流通拠点の機能強化</td></tr> </table>	5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進	5-1-2 企業の業務継続体制の強化	5-1-3 被災企業等への金融支援	5-2-1 流通拠点の機能強化		
5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進							
5-1-2 企業の業務継続体制の強化							
5-1-3 被災企業等への金融支援							
5-2-1 流通拠点の機能強化							
6 二次災害の抑制	<p>6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生</p> <table border="1"> <tr><td>6-1-1 ため池の防災対策</td></tr> </table> <p>6-2 農地、森林等の被害による国土の荒廃</p> <table border="1"> <tr><td>6-2-1 森林の整備・保全</td></tr> <tr><td>6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理</td></tr> </table>	6-1-1 ため池の防災対策	6-2-1 森林の整備・保全	6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理			
6-1-1 ため池の防災対策							
6-2-1 森林の整備・保全							
6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理							
7 迅速な復旧・復興 等	<p>7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の 大幅な遅れ</p> <table border="1"> <tr><td>7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備</td></tr> <tr><td>7-1-2 地籍調査の実施</td></tr> <tr><td>7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保</td></tr> </table> <p>7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊</p> <table border="1"> <tr><td>7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携</td></tr> <tr><td>7-2-2 行政職員の活用促進</td></tr> <tr><td>7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化</td></tr> </table>	7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備	7-1-2 地籍調査の実施	7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携	7-2-2 行政職員の活用促進	7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化
7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備							
7-1-2 地籍調査の実施							
7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保							
7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携							
7-2-2 行政職員の活用促進							
7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化							

7 脆弱性評価ごとの施策プログラム

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1-1-1 住宅、建築物等の耐震化 **重点**

脆弱性評価

- ・公共建築物のほか、民間住宅・建築物等の耐震化について、一層の促進を図る必要がある。

施策プログラム

- ・「旭川市耐震改修促進計画」に基づき、防災拠点や指定避難所等の公共建築物について計画的な耐震化を推進する。また、民間住宅・建築物等について耐震化の必要性の普及啓発を図るとともに、国の支援制度等を有効活用しながら、耐震化を促進する。
- ・耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物（不特定多数の者が利用する等の大規模な建築物）について、国の支援制度等を有効活用しながら、耐震化に向けた継続的な支援を行う。

【推進事業】

推進事業	建築物耐震改修促進事業
	大規模建築物耐震改修促進事業
	学校増改築事業
	学校施設大規模改造事業
	老人福祉施設等整備推進補助金

【指標】

指標	現状値	目標値
建築物の耐震化率	87.7% (H30)	95% (R5)
自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じている市民の割合	11.6% (R1)	11.6%未満 (R5)
耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数	8校 (H30)	4校 (R5)

1-1-2 建築物等の老朽化対策

重点

脆弱性評価

- ・公共建築物は、築年数等の経過等により老朽化が進んでいることから、市民が安心して利用できる施設を将来にわたり持続的に提供していくため、施設の老朽化対策が必要である。
- ・老朽化した保育所や認定こども園、福祉施設等について、安全な保育及び福祉環境等を確保する必要がある。
- ・市内に所在する管理不全な空家等が生活環境に支障を來しており、災害発生時には、管理不全な空家等の倒壊による通行人への被害や避難経路の閉塞等を引き起こす可能性があるため、効果的な空家等対策を実施する必要がある。

施策プログラム

- ・公共建築物の老朽化対策については、「旭川市公共施設等総合管理計画」及び施設の長寿命化計画等を踏まえ、施設、設備の更新や改修を進めていくとともに、適切な施設の維持管理を推進する。
- ・保育所や認定こども園、福祉施設等を運営する法人に対して、国の支援制度等を有効活用しながら、施設の増改築等に係る支援を行う。
- ・適切な管理が行われていない空家等に関する問題の早期解決を図るとともに、空家等が放置され、管理されなくなることを未然に防止するため、「旭川市空家等対策計画」に基づき、住宅の老朽化対策や長寿命化などを始めとした効果的な空家等対策事業を推進する。

【推進事業】

推進事業	学校施設大規模改修事業
	都市計画公園整備事業
	花咲スポーツ公園改修事業
	運動公園整備事業
	公園整備事業
	私立認可保育所等建設補助金
	老人福祉施設等整備推進補助金
	空家等総合対策事業
	住宅改修促進事業
	各公共建築物の整備・改修事業や維持管理事業

【指標】

指標	現状値	目標値
子どもたちへの教育環境が充実していると感じる市民の割合	34.2% (R1)	38.5% (R5)
公園施設の更新割合	20.5% (H30)	28.4% (R5)
自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じている市民の割合	11.6% (R1)	11.6%未満 (R5)
崩壊・損壊等の危険性のある空き家の数	34棟 (R1)	40棟 (R5)

脆弱性評価

- ・市内小中学校、公園等を指定避難所等として指定しているが、災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、指定避難所等の立地条件や防災機能等について不斷の見直しを行うとともに、周知を徹底する必要がある。
- ・指定緊急避難場所等に指定している公園について、計画的な施設整備を行う必要がある。
- ・避難所生活に配慮を要する高齢者等のための福祉避難所として、市有施設の一部を指定しているほか、社会福祉施設等との間で福祉避難所の開設に係る協定を締結しているが、今後も福祉避難所の確保に努める必要がある。
- ・地震等により道路が破損し、主な避難経路となる生活道路に陥没や波打ちが生じるなどにより、移動が困難となることが想定される。

施策プログラム

- ・指定避難所等の立地条件や防災機能等について適宜見直しを行うとともに、ホームページや各種SNS、広報誌、ハザードマップ、防災講習等を通して、指定避難所等の周知を促進する。
- ・市有施設のほか、社会福祉施設等の協力を得て、福祉避難所の確保に努める。
- ・安全な避難ルートを複数確保するため、指定避難所等に指定されている小中学校等を中心とする概ね半径1kmまでのエリア内について、計画的な生活道路の整備を推進する。
- ・安全かつ円滑な避難のため、公園施設の長寿命化対策やバリアフリー化について計画的に実施する。

【推進事業】

推進事業	学校施設防災機能強化事業
	防災施設等整備事業
	道路側溝整備事業
	都市計画公園整備事業
	花咲スポーツ公園改修事業
	運動公園整備事業
	公園整備事業
	地域歩行空間等整備事業

【指標】

指標	現状値	目標値
避難場所・避難所の認知度	38.7% (R1)	40% (R5)
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)
市道改良率	74.8% (R1)	78.8% (R5)
公園施設の更新割合	20.5% (H30)	28.4% (R5)

1-1-4 緊急輸送道路等の整備 重点

脆弱性評価

- ・国道及び道道等の市内骨格道路網における橋りょうを始めとした、道路施設の老朽化対策及び道路拡幅整備を推進する必要がある。
- ・災害時の物資や人材の供給、救急救護活動等に必要となる緊急輸送道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上の橋りょうや緊急輸送道路をまたぐ橋りょう、その他の道路施設等について、今後、施設の老朽化が進行する状況を踏まえ、耐震化や長寿命化に向けた取組を計画的に行う必要がある。
- ・広域防災拠点となる都市公園と、各地域の防災拠点となる都市公園が連携できるように主要幹線道路を中心に、災害に強い基幹的な防災ネットワークを構築する必要がある。

施策プログラム

- ・災害時における緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等の計画的な整備等を推進する。
- ・災害時の物資や人材の供給、救急救護活動等を速やかに行えるよう、緊急輸送道路に関わる橋りょうや道路施設を計画的に点検及び修繕し、幹線道路等の整備などを推進する。

【推進事業】

推進事業	道路橋りょう整備事業
	都市計画道路整備事業
	道路側溝整備事業
	街路樹管理事業
	地域高規格道路 道道鷹栖東神楽線整備事業
	(緊急輸送道路) (北海道)

【指標】

指標	現状値	目標値
橋りょう修繕率（修繕計画のある橋りょうの修繕率）	31.1% (R1)	100% (R5)
都市計画道路整備率	64.2% (H30)	65.7% (R5)
市道改良率	74.8% (H30)	78.8% (R5)

1-1-5 地盤等の情報共有

重点

脆弱性評価

- ・身近な地盤情報を共有することで、防災意識の向上が期待できることから、大規模盛土造成地の位置や規模の情報を周知する必要がある。

施策プログラム

- ・大規模盛土造成地の位置や規模の情報を周知するため、宅地耐震化推進事業を推進する。

【推進事業】

推進事業	宅地耐震化推進事業
------	-----------

【指標】

指標	現状値	目標値
自ら居住する住宅の住み心地が悪いと感じている市民の割合	11.6% (R1)	11.6%未満 (R5)

1 人命の保護

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-1 警戒避難体制の整備

脆弱性評価

・北海道が指定した土砂災害警戒区域の地区に対して、土砂災害ハザードマップを作成し警戒避難体制の整備を進めている。今後も北海道が土砂災害警戒区域を指定した場合、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、周知を徹底する必要がある。

施策プログラム

・北海道が新たに土砂災害警戒区域を指定した場合、土砂災害ハザードマップを作成するとともに、周知を徹底する。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
土砂災害警戒区域のハザードマップ作成率	100% (R1)	現状維持

1 人命の保護

1-3 突発的又は広域的かつ長期的な市街地等の浸水

1-3-1 洪水ハザードマップの作成 重点

脆弱性評価

- ・国と北海道が指定した河川の洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップを作成済みであるが、国や北海道が洪水浸水想定区域を見直した場合は、洪水ハザードマップを修正する必要がある。

施策プログラム

- ・平時から洪水ハザードマップの周知を徹底するとともに、国と北海道が指定した河川の洪水浸水想定区域が見直された場合は、洪水ハザードマップの必要な修正を行い修正内容の周知を徹底する。

【推進事業】

推進事業

防災対策事業

【指標】

指標	現状値	目標値
指定河川の洪水ハザードマップ作成率	100% (R1)	現状維持

1-3-2 河川改修等の治水対策

重点

脆弱性評価

- ・石狩川を始めとする国管理河川の堆積土砂の除去や河道掘削などによる治水安全度の向上を図る必要がある。
- ・北海道管理河川のペーパン川、倉沼川、雨紛川、東光川及び十五号川の河川改修などによる治水安全度の向上を図る必要がある。
- ・市管理河川の計画的な河道掘削等の実施によるいっ水防止や護岸破損箇所の修繕による河岸浸食防止などを推進する必要がある。
- ・近年増加する局所的な集中豪雨による浸水被害軽減のため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進する必要がある。
- ・浸水被害軽減のため、下水道施設等の更新や整備を行う必要がある。

施策プログラム

- ・国や北海道における河川改修事業及び河川維持事業など、治水対策進捗のための要望活動を推進する。
- ・市管理河川の計画的な河道掘削等の実施や護岸破損箇所の修繕などを推進する。
- ・排水施設の脆弱性による道路冠水や浸水被害を防ぐため、内水排除や内水監視施設、雨水管の整備や改修など、計画的な雨水対策を推進する。
- ・大雨に対する市街地の排水能力を向上するため、下水道施設等の更新や整備を計画的に行う。

【推進事業】

推進事業	河川整備事業 公共下水道（汚水・雨水）整備事業（管路施設）
------	----------------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
河川管理施設における対策が必要な箇所数（市）	326 箇所（H30）	300 箇所（R5）
下水道計画に基づく雨水整備面積	2,002ha（R1）	2,025ha（R5）

1 人命の保護

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化

重点

脆弱性評価

- ・暴風雪時は、道路の通行止めや除雪出動の判断、立ち往生した車両の救出など速やかな対応が必要である。
- ・暴風雪時は、不要不急の外出を控えるなど平時からの市民の危機意識向上の啓発が必要である。
- ・豪雪時は、効率的な除排雪作業など大雪に対する対策を事前に実施することで、都市機能の低下を最小限に抑えることが必要である。

施策プログラム

- ・暴風雪に備え、過去の地吹雪発生状況から視程障害や吹きだまりが発生しやすい地域や路線を特定しておき、気象情報に合わせたパトロールを実施することにより、初動対応の迅速化を図る。
- ・「地区除雪連絡協議会」や「出前講座」などを継続して実施することにより、暴風雪時の対応についての啓発を推進する。
- ・豪雪に備え、バス路線や交通量が多い幹線道路などの緊急除雪路線の除排雪作業を優先的に実施し、円滑な都市活動を確保する。また、雪堆積場の不足が懸念されることから、雪堆積場の確保を推進する。
- ・豪雪時に備え、担当地区を越えた除雪車両や人材を確保する応援体制を構築する取組を推進する。
- ・作業をスムーズに行うため、ホームページや各種 SNS、テレビのデータ放送、町内回覧などにより情報提供を推進する。

【推進事業】

推進事業	除雪事業 雪対策事業
------	---------------

【指標】

指標	現状値	目標値
除排雪が良いと感じている市民の割合	11.6% (R1)	20% (R5)

1-4-2 除雪体制の確保 重点

脆弱性評価

- ・近年の公共事業の減少や除雪従事者の高齢化などにより継続的な除雪体制の確保が難しくなっていることから、効率的な除雪手法の導入のほか、除雪企業の経営や雇用の安定化などが必要である。
- ・現在の除雪体制を維持するためには、近郊の雪堆積場の継続確保と、流雪溝、西部融雪槽、融雪施設など、雪を処理する施設の継続的な活用が必要である。

施策プログラム

- ・効率的な除雪手法の導入のため、除雪車両へGPSを搭載し、除雪作業の効率化や帳票の自動作成による事務の簡略化、改善要求対応の質の向上など、GPSを活用した除雪体制を推進する。
- ・効率的な除雪作業を行うため、ホームページや各種SNS、テレビのデータ放送、町内回覧などにより、除雪作業の妨げとなる道路への雪出しや路上駐車の禁止など、除排雪マナーの周知を推進する。
- ・除雪企業の経営や雇用安定のため、維持業務と除雪業務を一体的に委託する取組を継続的に推進する。
- ・除雪従事者の担い手を確保するため、除雪車両オペレータの資格取得支援やオペレータ表彰の取組を推進する。
- ・企業が所有することが困難な除雪車両を確保するため、除雪車両更新計画に基づき、企業へ貸与する除雪車両の増強や更新を推進する。
- ・快適な冬の道路環境の実現と運搬排雪量を抑制するため、消流雪施設・融雪施設の更新・老朽化対策を推進する。
- ・排雪作業を効率的に実施するため、市街地近郊の雪堆積場や雪処理施設の確保と老朽化対策を推進する。

【推進事業】

推進事業	除雪事業
	雪対策事業
	消流雪管理事業
	道路橋りょう整備事業
	道路側溝整備事業
	下水処理施設の更新事業

【指標】

指標	現状値	目標値
除排雪が良いと感じている市民の割合	11.6% (R1)	20% (R5)
地域除雪活動に取り組む組織数	4組織 (H30)	5組織 (R5)

1 人命の保護

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-5-1 冬季を含めた帰宅困難者対策 重点

脆弱性評価

- ・公共交通機関の運行停止時等における帰宅困難者の発生に備えて、指定避難所等の周知を図るとともに、適切な避難誘導等の体制整備を行う必要がある。

施策プログラム

- ・ホームページや各種SNS、広報誌、ハザードマップ、防災講習等を通して指定避難所等の周知を図るとともに、関係機関と連携し、適切な避難誘導体制の整備を推進する。

【推進事業】

推進事業	防災施設等整備事業
------	-----------

【指標】

指標	現状値	目標値
避難場所、避難所の認知度	38.7% (R1)	40% (R5)
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

1-5-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

重点

脆弱性評価

- ・指定避難所等における冬季防寒対策として、暖房器具、発電機、毛布等の備蓄を行っているが、今後も計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・北海道知事から応急仮設住宅の設置について委任された場合は、冬季防寒対策を考慮した建設を行う必要がある。

施策プログラム

- ・「旭川市備蓄計画」に基づき、暖房器具、発電機、毛布等の備蓄を計画的に行うとともに、家庭内備蓄の必要性について普及啓発を図る。
- ・北海道知事から応急仮設住宅の設置について委任された場合は、冬季防寒対策を考慮した建設を行う。

【推進事業】

推進事業	防災施設等整備事業 避難場所整備事業
------	-----------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

1 人命の保護

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

1-6-1 関係機関の情報共有化 重点

脆弱性評価

- ・防災情報共有システム、北海道総合行政情報ネットワーク等により、防災情報等の共有を行っているが、一層の効果的な運用に向け、関係機関との連携を図る必要がある。
- ・老朽化した防災行政無線を更新するとともに、災害対策本部と孤立可能性のある指定避難所等との情報連絡手段を確保する必要がある。

施策プログラム

- ・防災情報共有システム、北海道総合行政情報ネットワーク等により、防災情報等の共有を行うとともに、関係機関との連携を一層促進する。
- ・災害対策本部と指定避難所等との円滑な連絡体制及び情報共有体制を構築するため、老朽化した防災行政無線を計画的に更新する。

【推進事業】

推進事業	災害時緊急情報配信事業
------	-------------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化

重点

脆弱性評価

- ・災害が発生するおそれがある場合には、緊急速報メール・エリアメール、各種SNS、広報車等を通じて情報伝達しているが、適正な管理と動作確認等を行い、確実な情報伝達体制を確保する必要がある。

施策プログラム

- ・災害が発生するおそれがある場合に備えて「旭川市避難マニュアル（市民用）」の普及啓発を行うとともに、緊急速報メール・エリアメール、各種SNS、広報車等の適正な管理と動作確認等を行い、確実な情報伝達体制を確保する。

【推進事業】

推進事業	災害時緊急情報配信事業
------	-------------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

1-6-3 観光客に対する情報伝達体制の強化

重点

脆弱性評価

- 外国人を含む観光客が情報伝達を十分に行えるよう、多言語に対応した119番の受付等のほか、市内の観光施設等への公衆無線LANの整備等を進める必要がある。

施策プログラム

- 外国人を含む観光客に対する情報伝達手段として、買物公園を中心に公衆無線LANを整備済みであるが、引き続き公衆無線LANの整備に係る支援を行う。
- 聴覚・言語機能障がい者等の日本人観光客の緊急通報受信体制として、Net119緊急通報システムを構築する。
- 外国人観光客による119番通報の受付や現場活動の対応として、多言語通訳を行う。

【推進事業】

推進事業	観光受入体制充実事業 Net119緊急通報システム導入事業
------	----------------------------------

1-6-4 高齢者等の要配慮者対策

重点

脆弱性評価

- 災害が発生した場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、迅速かつ円滑な避難支援が行えるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成及び活用等の対策を推進する必要がある。

施策プログラム

- 避難行動要支援者に対し、迅速かつ円滑な避難支援が行えるよう、支援体制の構築、対象者情報の収集、名簿の作成及び活用等の対策について、関係機関や避難支援等関係者に普及啓発を図り、避難支援体制の整備を推進する。

【推進事業】

推進事業	避難行動要支援者名簿整備事業
------	----------------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

1-6-5 地域防災活動、防災教育の推進

重点

脆弱性評価

- ・自主防災組織の結成や活動促進のため、防災研修や訓練を実施し、地域防災力の強化に向けた取組を推進する必要がある。
- ・地域防災の中核である消防団の活動体制を強化するため、消防本部との情報共有体制の向上、教育訓練の充実を図る必要がある。
- ・学校における定期的な避難訓練の実施等、防災教育を通じて学校関係者や児童生徒の防災意識の向上を図る必要がある。

施策プログラム

- ・自主防災組織の研修や訓練等の活動を支援するとともに、自主防災組織を結成していない町内会等に対しては、自主防災組織の結成に向けた取組を推進する。
- ・消防団への加入を促進するとともに、消防本部との情報共有体制の向上、教育訓練の充実を推進する。
- ・学校における定期的な避難訓練の実施等、防災教育を通じて学校関係者や児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を行う。

【推進事業】

推進事業	コミュニティ防災資機材等整備事業 消防団活動推進事業
------	-------------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
自主防災組織率	62.8% (H30)	65% (R5)
住民防災組織の活動回数	2.0回 (H30)	3.5回 (R5)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備

脆弱性評価

- ・物資供給をはじめ医療、救助・救援等の災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結しているが、その実効性を確保するため、連絡体制等の整備に努める必要がある。
- ・道内自治体からの応援が受けられない場合を想定し、道外自治体と応援協定を締結し、連絡体制等の整備に努める必要がある。

施策プログラム

- ・北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している各種応援協定について、その実効性を確保するため、連絡体制を維持し、防災訓練等を行うことで協力関係を継続する。
- ・道内自治体からの応援が受けられない場合を想定した道外自治体との応援協定について、連絡体制を維持し、情報交換等を行うことで協力関係を継続する。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
防災関係の協定数	80 件 (R1)	継続
道外自治体等との応援協定件数	3 件 (R1)	継続

2-1-2 非常用物資の備蓄促進

重点

脆弱性評価

- ・指定避難所をはじめとした市内拠点箇所に食料の備蓄を行っているが、更なる増強が必要である。
- ・家庭や事業所等に対して、食料や飲料水等の備蓄を啓発し、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する必要がある。

施策プログラム

- ・指定避難所をはじめとした市内拠点箇所の食料備蓄の増強を図る。
- ・家庭や事業所等に対して、食料や飲料水等の備蓄を最低3日分又は1週間分を備蓄するローリングストック法を啓発し、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

【推進事業】

推進事業	防災施設等整備事業
------	-----------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

ローリングストック法：備蓄したものを定期的に消費し、消費した分を買い足していく方法。

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-2 消防・警察・自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化

脆弱性評価

・旭川市防災会議では、消防、警察、自衛隊等の行政機関のほか、通信、エネルギー、医療等の関係機関が参加し、連携強化を図っているが、今後も防災訓練等の機会を通じて災害対応の実効性を高めていく必要がある。

施策プログラム

・旭川市防災会議や防災訓練等を通して、消防、警察、自衛隊等の行政機関のほか、通信、エネルギー、医療等の関係機関との連携強化を図り、災害対応の実効性を高める。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
旭川市防災会議	年1回開催	継続
旭川市防災訓練	年1回開催	継続

2-2-2 自衛隊体制の維持・拡充

脆弱性評価

・北海道に所在する陸上自衛隊の削減や部隊の統廃合等によって人員が不足した場合、災害発生時における対応が遅れ、被害が拡大する懸念がある。

施策プログラム

・大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他市町村等と連携した取組を推進する。

2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

重点

脆弱性評価

- ・災害対応力の維持・強化に向け、消防車両、活動資機材等の整備・更新を行い、消防救急活動の強化を図る必要がある。
- ・聴覚・言語機能障がい者等による現行の通報システム（FAX、メール等）とは別に、新たにスマートフォン等を利用した音声によらない緊急通報システムを構築し、通報体制を確立する必要がある。
- ・救急救命士等を計画的に養成するとともに、住民等に対する応急手当の普及啓発を推進する必要がある。

施策プログラム

- ・老朽化した消防車両、活動資機材等の整備・更新を行う。
- ・聴覚・言語機能障がい者等が、スマートフォン等を利用した音声によらない緊急通報を行えるシステムを構築する。
- ・救急救命士・救急隊員を計画的に養成するとともに、救急講習等を開催することで住民等に対する応急手当の普及啓発を推進する。

【推進事業】

推進事業	消防活動資機材整備事業
	消防自動車整備事業
	Net119 緊急通報システム導入事業
	救急高度化推進事業

【指標】

指標	現状値	目標値
出火率	1.73 件/万人 (H30)	1.7 件/万人 (R5)
火災による死者数*	1.08 人 (H30)	0.3 人 (R5)
心肺停止傷病者の救命率	13.2% (H30)	15.0% (R5)

* 人口 10 万人当たりの火災による死者数（放火自殺者除く）の直近 4 年間の平均値

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2-3-1 保健所機能等の充実

脆弱性評価

- ・災害時の保健活動を適切に行うため、職員への研修及び教育等を行い、能力の向上を図る必要がある。
- ・災害発生時における、外傷等に伴う感染症の発生及びまんえん等を防止するため、定期的な予防接種を促進する必要がある。

施策プログラム

- ・災害時に円滑な保健活動を行うため、人材育成等の保健所機能の充実を推進する。
- ・災害発生時における、外傷等に伴う感染症の発生及びまんえん等を防止するため、平時からの定期的な予防接種を促進する。

【推進事業】

推進事業	地域保健対策推進事業
	感染症予防対策事業
	予防接種事業

【指標】

指標	現状値	目標値
病院など医療体制を評価している市民の割合	48.2% (R1)	57.9% (R5)
麻しん・風しん予防接種第1期接種率	99.5% (H30)	100% (R5)

2-3-2 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮

脆弱性評価

- ・指定避難所等の開設や運営体制を定めるとともに、避難者の食事や生活環境について配慮する必要がある。

施策プログラム

- ・「避難所開設・運営マニュアル」に基づき、地域住民の指定避難所等における自主運営を支援するとともに、「旭川市備蓄計画」に基づき計画的な備蓄を行い、避難者の生活環境の向上を推進する。

【推進事業】

推進事業	防災施設等整備事業 避難場所整備事業
------	-----------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

2-3-3 被災時の医療支援体制の強化

脆弱性評価

- ・被災時に適切な医療救護活動を実施するため、医療施設と行政機関の連携強化が必要である。

施策プログラム

- ・被災時に適切な医療救護活動を実施するため、医師会・歯科医師会との応援協定に基づき、災害時の医療体制の確立を推進する。また、二次医療又は三次医療を担う市内5基幹病院との連携を推進する。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の医療救護活動に関する協定	1件 (R1)	継続
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	1件 (R1)	継続

2-3-4 災害時における福祉的支援

脆弱性評価

- ・災害に備えた地域防災体制づくりを進め、関係機関、地域との連携を図ることで、要介護高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要な方々への支援を充実する必要がある。

施策プログラム

- ・災害に備えた地域防災体制づくりを進め、関係機関との情報共有を図るとともに、地域福祉活動を担う人材を養成し、要介護高齢者や障がい者等の災害時に支援が必要な方々への支援を充実する。

【推進事業】

推進事業	地域福祉活動の担い手の養成
------	---------------

【指標】

指標	現状値	目標値
地域福祉活動の担い手養成人数	261 人 (H30)	300 人 (R5)

3 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

3-1-1 災害対策本部機能等の強化

脆弱性評価

- ・職員の人事異動等による災害対応力の低下を防止するため、災害対応訓練を計画的に実施する必要がある。
- ・防災拠点として災害対応力の維持確保に不可欠な市総合庁舎の建替えを行うとともに、大規模停電を想定した非常用電源設備の整備を推進する必要がある。

施策プログラム

- ・職員の人事異動等に対応し、災害対応力の維持・向上を図るため、災害対応訓練を毎年継続して実施する。
- ・防災拠点として災害対応力の維持確保に不可欠な市総合庁舎の建替えを行うとともに、7日間稼働できる非常用電源設備の整備を推進する。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業 庁舎整備推進事業
------	--------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害対応訓練	毎年度実施	継続
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

3-1-2 行政の業務継続体制の整備

脆弱性評価

- ・市民生活や経済活動に対する最低限の行政サービスを継続するため、業務継続体制の強化を図る必要がある。
- ・行政サービスの継続には、情報システムやネットワークの稼働が不可欠なため、重要な業務システムやネットワークの維持及び早期復旧体制を確保するとともに、行政バックアップデータの保管体制を定期的に確認する必要がある。

施策プログラム

- ・市民生活や経済活動に対する最低限の行政サービスを継続するため「旭川市業務継続計画」に基づき、業務継続体制の強化を図る。
- ・行政サービスの継続には、情報システムやネットワークの稼働が不可欠なため、重要な業務システムやネットワークの維持及び早期復旧体制を確保するとともに、行政バックアップデータの保管体制を定期的に確認する。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業 庁舎整備推進事業
------	--------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
旭川市業務継続計画	策定（H29）	継続
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

3-1-3 広域応援・受援体制の整備

脆弱性評価

- ・災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援体制の構築を図る必要がある。

施策プログラム

- ・災害時における広域的な支援体制の強化に向け、「旭川市災害時受援計画」に基づき、受援体制の構築を図る。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
旭川市災害時受援計画	策定（R1）	継続

3-1-4 行政情報等のバックアップ機能体制の整備

脆弱性評価

- ・北海道は、首都圏等との同時被災の可能性が少ないため、地域的特性を活かしたバックアップ先としての役割を担う必要がある。

施策プログラム

- ・首都圏等との同時被災の可能性が少ないため、バックアップ先としての機能を踏まえた企業誘致等を推進する。

【推進事業】

推進事業	企業誘致地域活力創生事業
------	--------------

【指標】

指標	現状値	目標値
企業立地件数	31件（H27～H30）	30件（R2～R5）

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大 重点

脆弱性評価

- ・大規模災害により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合、市民生活への甚大な影響が懸念されるため、再生可能エネルギーの導入拡大を図る必要がある。

施策プログラム

- ・廃棄物エネルギーや本市の地域特性を生かした再生可能エネルギー設備等の導入を推進する。

【推進事業】

推進事業	近文清掃工場基幹的設備改良事業 地域エネルギー設備等導入促進事業
------	-------------------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
環境に配慮した行動に取り組む市民の割合	82.1% (R1)	86% (R5)

4-1-2 電力基盤等の整備、電気事業者等との連携

重点

脆弱性評価

- ・電力の安定供給を確保するため、省エネ対策を実施するほか、電気事業者等との連携を強化する必要がある。
- ・停電時のバックアップとして、指定避難所等に非常用発電機の整備を推進する必要がある。

施策プログラム

- ・電力の安定供給を確保するため、省エネ対策を実施するほか、電気事業者等とのホットラインの整備や研修等を行い連携強化を図る。
- ・停電時のバックアップとして、指定避難所等に非常用発電機の整備を推進する。

【推進事業】

推進事業	地球温暖化対策推進事業
	避難場所整備事業
	老人福祉施設等整備推進補助金
	障害者福祉施設等整備補助金

【指標】

指標	現状値	目標値
省エネに努めている市民の割合	59.8% (R1)	70% (R5)
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合	15.8% (R1)	20% (R5)

4-1-3 多様なエネルギー資源の活用

重点

脆弱性評価

- ・災害時の電力供給を維持するため、多様なエネルギー資源の利活用に向けた方策を検討する必要がある。

施策プログラム

- ・廃棄物エネルギーの有効活用、電気自動車の充電インフラの整備、木質バイオマスの利活用等に関する取組を行い、多様なエネルギー資源の活用を推進する。

【推進事業】

推進事業	近文清掃工場基幹的設備改良事業 次世代自動車充電インフラ整備運用事業 地域木質バイオマス利活用促進事業
------	---

【指標】

指標	現状値	目標値
環境に配慮した行動に取り組む市民の割合	82.1% (R1)	86% (R5)

4-1-4 石油燃料等の供給確保

脆弱性評価

- ・災害時に緊急車両や指定避難所等の石油燃料の安定供給を確保する必要がある。

施策プログラム

- ・災害時に緊急車両や指定避難所等の石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者の団体と石油燃料の優先供給に関する協定に基づき、平時からの連携体制を整備する。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時の石油類燃料の優先供給に関する協定	2件 (R1)	継続

4 ライフラインの確保

4-2 食料の安定供給の停滞

4-2-1 食料生産基盤の整備

脆弱性評価

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足が懸念されるため、次世代の担い手を育成・確保する必要がある。
- ・耕作放棄地の発生を防止し生産性を高めるため、生産基盤の整備を支援する必要がある。
- ・農作物を野生鳥獣から守るため、農業被害防止対策を実施する必要がある。

施策プログラム

- ・農業従事者を確保するため、農業後継者となる若手経営者や後継者の育成等を推進する。
- ・耕作放棄地の発生を防止し生産性を高めるため、生産基盤の整備を支援する。
- ・野生鳥獣による農業被害を防止するため、被害防止対策を実施する。

【推進事業】

推進事業	新規就農確保・育成対策事業
	担い手確保・育成バックアップ対策事業
	新規就農者育成総合対策事業
	経営体育成強化支援事業
	機構集積協力金交付事業
	農業経営強化資金融資事業
	中山間地域等直接支払事業
	生産基盤改善促進事業
	強い園芸産地づくり支援事業
	施設園芸スタートアップ支援事業
	省力水稻ハウス導入支援事業
	田畠をまもる鳥獣被害総合対策事業
	農業担い手研修育成事業

【指標】

指標	現状値	目標値
新規就農者数	57人 (H30)	67人 (R5)
面積当たりの個人農業所得額	148,780円/ha (H30)	158,693円/ha (R5)
担い手農家への農地集積率	73.8% (H30)	77.7% (R5)
青果物販売額	1,761百万円 (H30)	1,963百万円 (R5)

4-2-2 地場産品の販路拡大

脆弱性評価

- ・食料の安定供給には一定の生産量を確保することが重要なため、地場産品の高付加価値化・ブランド化を進め、販路の開拓・拡大を促進する必要がある。

施策プログラム

- ・付加価値の高い地場産品の開発を促進するとともに、販路の開拓・拡大を支援する。

【推進事業】

推進事業	地場産品開発・販路拡大支援事業 食品産業支援事業
------	-----------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
粗付加価値額	82,460 百万円 (H29)	95,886 百万円 (R5)

4-2-3 農産物の産地備蓄の推進

脆弱性評価

- ・農産物の安定供給のため、農産物の付加価値向上や流通の拡大を図る必要がある。

施策プログラム

- ・食関連事業者と農業者のマッチング、新商品開発や道外等販路開拓、加工・販売施設の整備等の取組を支援する。

【推進事業】

推進事業	農産物等流通拡大支援事業
------	--------------

【指標】

指標	現状値	目標値
青果物販売額	1,761 百万円 (H30)	1,963 百万円 (R5)

4-2-4 生鮮食料品の流通体制の確保

脆弱性評価

- ・北海道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」による生鮮食料品の流通体制が構築されているため、市内のネットワーク参加卸売市場との連携体制を推進する必要がある。

施策プログラム

- ・災害時に生鮮食料品の流通を確保するため、卸売市場との連携体制を推進する。

4 ライフラインの確保

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

4-3-1 水道施設等の防災対策 重点

脆弱性評価

- ・給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。
- ・大規模な断水に備え、応急給水体制の整備を推進する必要がある。

施策プログラム

- ・給水機能を確保するため管路や配水池、浄水場等の水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する。
- ・大規模な断水に備え、臨時給水所や給水タンク車等の応急給水体制を整備する。

【推進事業】

推進事業	塩化ビニル本管の更新
	経年管の更新
	浄水場非常用自家発電設備整備事業

【指標】

指標	現状値	目標値
水道管の耐震化率	27% (H30)	29% (R5)
停電時配水量確保率	0% (R1)	100% (R5)

4-3-2 下水道施設等の防災対策 重点

脆弱性評価

- ・下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。
- ・災害時の環境悪化を防ぐため、公共下水道整備計画及び農業集落排水整備計画区域外の生活排水処理対策を推進する必要がある。

施策プログラム

- ・下水道機能を確保するため、管路や処理場等の下水道施設の耐震化や老朽化対策を推進する。
- ・災害時の環境悪化を防ぐため、公共下水道整備計画及び農業集落排水整備計画区域外の単独浄化処理槽について、合併処理浄化槽への転換を推進する。

【推進事業】

推進事業	公共下水道（污水・雨水）整備事業（管路施設） 下水道施設の更新・機能高度化事業 農業集落排水施設の更新事業 浄化槽設置整備事業
------	--

【指標】

指標	現状値	目標値
下水管路のストックマネジメント計画に基づく更新割合	20.4% (R1)	29.8% (R5)
生活排水処理率	95.2% (H30)	96.3% (R5)

4 ライフラインの確保

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-1 交通ネットワークの整備 重点

脆弱性評価

- ・災害時における物資輸送や人的支援などを円滑に行うため、緊急輸送に必要な高規格幹線道路と中心市街地をつなぐ緊急輸送道路等の交通ネットワークを確保する必要がある。
- ・大規模災害時における、緊急輸送道路等の被災による輸送活動への影響を最小限にとどめ通行の安全性を確保するため、代替路の確保による災害に強い都市間交通ネットワークの形成及びこれらを有効に活用するための都市内交通ネットワークの整備促進が必要である。
- ・平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国道、道道などの重要物流道路における脆弱区間の代替路や総合病院等への補完路として指定されている市道区間の機能強化、維持が必要である。

施策プログラム

- ・旭川と札幌を結ぶ国道で唯一代替路線のない2車線区間である神居古潭～台場間の4車線整備について、道路管理者である国に対して整備要望を継続的に実施する。
- ・災害時の緊急輸送路及び緊急避難路として、また、国道の代替路として地域高規格道路（旭川十勝道路）の整備促進要望を継続的に実施する。
- ・高規格幹線道路と市街地をつなぐ都市内交通の確保のため、これらのルートに位置する市道主要路線の整備を促進するとともに、同様な位置付けとなる国道、道道についても整備促進要望を継続的に実施する。

【推進事業】

推進事業	国道12号（神居古潭～台場間）の4車線化（国）
	高規格道路 旭川十勝道路（国）
	高規格道路 道道鷹栖東神楽線整備事業（北海道）
	道路橋りょう整備事業
	道路側溝整備事業
	都市計画道路整備事業

脆弱性評価

- ・災害時の救急救援活動や物資・人材供給の障害となる道路閉塞等の防止や、安全安心な避難活動のため、計画的な橋りょう耐震補強及び修繕や、適切な道路施設等の維持管理を行う必要がある。
- ・児童や高齢者、障がい者等に配慮した安全な生活道路等の整備が必要である。

施策プログラム

- ・橋りょう等道路施設の定期点検を行い、耐震化や老朽化対策等、適切な維持管理を推進する。
- ・道路陥没を未然に防ぐため、陥没の要因となる舗装路面下に発生する空洞を把握するため、路面下空洞調査を推進する。
- ・倒壊により救急救援活動等の支障となるおそれのある標識や照明、老朽木などの老朽化対策を推進する。
- ・冬季の安全安心な避難活動のために必要なロードヒーティングの老朽化対策や更新を推進する。
- ・この他、救急救援活動や避難活動の支障となる道路施設の老朽化対策を推進する。
- ・災害時における避難行動の円滑かつ確実な実施のため、小中学校などの指定避難所等へとつながる経路の整備を推進する。
- ・安全な道路空間の形成とバリアフリー化した生活道路や通学路等の整備を推進する。
- ・緊急輸送道路をまたぐ橋梁からの転落車両による道路閉塞等の被害を防止するため、車両用防護柵の整備を推進する。

【推進事業】

推進事業	道路橋りょう整備事業 道路側溝整備事業 街路樹管理事業
------	-----------------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
橋りょう修繕率（修繕計画のある橋りょうの修繕率）	31.1% (R1)	100% (R5)
都市計画道路整備率	64.2% (H30)	65.7% (R5)
市道改良率	74.8% (H30)	78.8% (R5)

4-4-3 空港の機能強化

脆弱性評価

- ・道外との物資輸送や人的支援の空輸拠点のため、空港機能の充実を図る必要がある。

施策プログラム

- ・道外との物資輸送や人的支援の空輸拠点として、旭川空港の施設整備や運行支援等を推進する。

【推進事業】

推進事業	航空路線確保対策事業
	空港整備事業
	空港施設等整備事業
	空港運営効率化推進事業

【指標】

指標	現状値	目標値
空港乗降客数	114万人（H30）	145万人（R5）

4-4-4 公共交通の維持

脆弱性評価

- ・災害時における市民の足を確保するため、平時から公共交通の維持、確保に取り組む必要がある。
- ・災害時における運行の確保に向けた取組が必要である。

施策プログラム

- ・旭川市地域公共交通網形成計画に基づき、本市と交通事業者と市民が連携し、持続可能な公共交通体系の構築と公共交通の利用を促進し、公共交通を維持、確保する。
- ・災害時の公共交通を確保するため、交通事業者など関係機関との連携を強化する。

【推進事業】

推進事業	地域公共交通対策事業 JR路線維持対策事業
------	--------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
路線バスの市民一人当たりの年間利用回数	32.6回（H30）	36.3回（R5）
鉄道の市民一人当たりの年間利用回数	6.3回（H30）	6.3回（R5）

5 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

5-1-1 リスク分散を重視した企業立地等の促進

脆弱性評価

- ・冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった優位性を活かし、企業誘致等の取組を推進する必要がある。

施策プログラム

- ・首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転等の企業立地を推進する。

【推進事業】

推進事業	企業誘致地域活力創生事業
------	--------------

【指標】

指標	現状値	目標値
企業立地件数	31 件 (H27～H30)	30 件 (R2～R5)

5-1-2 企業の業務継続体制の強化

脆弱性評価

- ・企業の業務継続体制の構築が必要である。

施策プログラム

- ・中小企業等の組織化の促進、地域企業活動の支援等を行うとともに、業務継続計画の普及啓発を行う。

【推進事業】

推進事業	振興行政事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
市内企業の従業員に占める正規従業員の割合	63.9% (H29)	64.0% (R5)

5-1-3 被災企業等への金融支援

脆弱性評価

- ・災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業に対して、早期復旧と経営安定化を図るため、金融支援のセーフティネットを確保する必要がある。

施策プログラム

- ・中小企業等における資金調達の支援や相談業務を行い、セーフティネットの確保に向けた取組を推進する。

【推進事業】

推進事業	中小企業振興資金金融資事業
------	---------------

【指標】

指標	現状値	目標値
被災した中小企業者等向け融資メニュー数	1件（H30）	現状維持

5 経済活動の機能維持

5-2 物流機能等の大幅な低下

5-2-1 流通拠点の機能強化

脆弱性評価

- ・災害時における円滑かつ迅速な物資供給体制を確保する必要がある。

施策プログラム

- ・物流拠点である旭川流通団地や旭川物流基地の機能を維持し、民間事業者等との連携を推進する。
- ・平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国道、道道などの重要物流道路における脆弱区間の代替路として指定されている市道区間の機能強化などを推進する。

【推進事業】

推進事業	道路橋りょう整備事業
	都市計画道路整備事業
	道路側溝整備事業

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

6-1-1 ため池の防災対策

脆弱性評価

- ・集中豪雨や地震などにより、ため池が決壊した場合の浸水想定区域の設定や指定避難所等の情報を地域住民に提供する必要がある。

施策プログラム

- ・ため池が決壊又は決壊するおそれのある場合に迅速かつ円滑に避難行動ができるよう、ため池ハザードマップを作成し地域住民に周知を図る。

6 二次災害の抑制

6-2 農地、森林等の被害による国土の荒廃

6-2-1 森林の整備・保全

脆弱性評価

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊等の山地災害を防止するため、造林、間伐、林道の維持管理等を推進する必要がある。

施策プログラム

- 防災・減災への森林の持つ多面的機能の発揮に向け、造林、間伐、森林の維持管理等を推進する。

【推進事業】

推進事業	森林整備対策事業 明日のもり事業
------	---------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
民有林における森林経営計画面積の認定率	59.7% (H30)	74.2% (R5)

6-2-2 農地・農業水利施設等の保全管理

脆弱性評価

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果等を維持するため、農業水利施設等の維持管理を推進する必要がある。

施策プログラム

- 農業水利施設等の整備や適切な維持管理等を推進する。

【推進事業】

推進事業	道営ほ場整備事業 かんがい排水整備事業 基幹水利施設管理事業 道営かんがい排水整備事業
------	--

【指標】

指標	現状値	目標値
面積当たりの個人農業所得額	148,780円/ha (H30)	158,693円/ha (R5)

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備

脆弱性評価

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、災害廃棄物の処理体制を整備する必要がある。

施策プログラム

- 「旭川市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時からの災害廃棄物の処理体制を整備する。
- 近文清掃工場基幹的設備改良事業において重要設備の浸水対策を行うほか、災害廃棄物の処理体制の強化を図る。

【推進事業】

推進事業	近文清掃工場基幹的設備改良事業 缶・びん等資源物中間処理施設整備事業 次期最終処分場整備事業
------	--

7-1-2 地籍調査の実施

脆弱性評価

- 迅速な復旧・復興には土地境界を明確にしておくことが重要なため、地籍調査の推進を図る必要がある。

施策プログラム

- 復旧・復興事業を円滑に進めるため、災害が想定される人口集中地区（DID 地区）を優先して地籍調査の推進を図る。

【推進事業】

推進事業	地籍調査事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
第7次国土調査事業十箇年計画（計画期間 R2～R11）で予定している人口集中地区（DID 地区）に係る実施見込面積 4.74 km ² の進捗状況	0 km ² (R2)	2.09 km ² (R5)

7-1-3 仮設住宅等の迅速な確保

脆弱性評価

- ・被災者の住まいの迅速な確保等のため、土地の確保、被害認定調査の体制を整備するとともに、平時から北海道と連携する必要がある。

施策プログラム

- ・土地の確保、被害認定調査の体制整備、災害被災者用市営住宅の確保とともに、北海道との連携を強化する。

7 迅速な復旧・復興等

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携

脆弱性評価

・被災時の応急対応、復旧・復興等のほか暴風雪時の除雪などの対応に不可欠である建設業関連従事者の高齢化や新規就業者の減少に対応するため、将来の担い手となる若手技術者やオペレータ等の確保・育成などの取組の推進が必要である。

施策プログラム

- ・関係機関・関係団体と連携し、若手技術者等の担い手となる人材を継続的に確保・育成するための取組を推進する。
- ・オペレータの免許取得費用の一部助成等により、オペレータを確保・育成するための取組を推進する。
- ・季節労働者を対象とした技能講習や体験実習等の実施、建設業等の新分野進出や経営多角化の取組を支援し、建設業の担い手の育成・確保等を推進する。

【推進事業】

推進事業	雪対策事業 季節労働者通年雇用促進事業
------	------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
旭川管内の建設業における新規求人数に占める就職率	7.7% (H30)	10% (R5)

7-2-2 行政職員の活用促進

脆弱性評価

- ・北海道及び道内市町村、中核市との職員派遣等の相互応援体制は確立されている。

施策プログラム

- ・北海道及び道内市町村、中核市との相互応援体制を維持・継続する。

【推進事業】

推進事業	防災対策事業
------	--------

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	1件 (R1)	継続
中核市災害相互応援協定	1件 (R1)	継続

7-2-3 地域コミュニティ機能の維持・活性化

脆弱性評価

- ・災害の復旧・復興には地域での交流等が欠かせないため、地域資源を活用した地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

施策プログラム

- ・町内会、市民委員会、地域まちづくり推進協議会等に支援を行い、地域コミュニティの維持・活性化を推進する。

【推進事業】

推進事業	住民活動推進事業 地域まちづくり推進事業
------	-------------------------

【指標】

指標	現状値	目標値
町内会加入率	57.5% (R1)	60% (R5)
地域活動に参加した市民の割合	40.9% (R1)	50% (R5)
地域まちづくり推進協議会の事業・活動に参画した地域住民の数	1,454人 (H30)	1,492人 (R5)
地域まちづくり推進事業補助金・負担金の交付件数	61件 (H30)	73件 (R5)

IV 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「第8次旭川市総合計画」の進行管理と連動して行う。また、本計画の進行管理を行う中で、社会情勢や自然リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、適宜見直しを行うことで、施策の最適化を図る。

【PDCAサイクル】

